

【川崎市】景観に関する手続 パンフレット（窓口配布用）

5 添付図書

事前協議申出書、景観計画地区内における行為（変更）届出書等とともに、次のような書類の提出が必要です。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、建築物及び工作物の位置、土地の高低、道路の位置及び幅員並びに塀の位置、高さ及び構造
各階の平面図★	縮尺、間取及び用途
各面の立面図	縮尺、各部分の色彩及び仕上げ、露出する建築設備並びに広告物
断面図（主要部2面以上）★	縮尺及び各部分の高さ
外構平面図★	縮尺、土地の高低、各部分の仕上げ及び樹木の種類
現況カラー写真	敷地及び敷地周辺の現況
完成予想図（着色）	建築物又は工作物及びその周辺状況
	マンセル表色系で示した色彩
景観デザインチェックシート	設計コンセプト、景観形成方針及び基準についての配慮事項、屋外広告物の具体的な配慮事項

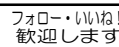
※【★印】建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の場合は不要となります。
 ※上記の添付図書をA4サイズに綴じて正副2部提出してください。
 ※この表に掲げる図書によらずとも行為の内容が判断できると認められる場合等がありますので、添付図書については事前に景観・地区まちづくり支援担当までご連絡ください。

6 市ホームページ

景観に関する各手続の詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。

- 川崎市景観計画 [川崎市景観計画](#) [検索](#) ※川崎市景観計画(書籍版)はこちらからダウンロードすることができます。
<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-1-3-1-16-3-0-0-0-0.html>
- 景観アドバイザー制度 [川崎市景観アドバイザー制度](#) [検索](#)
<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000133597.html>
- 景観事前協議 [川崎市景観事前協議](#) [検索](#)
<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000133611.html>
- 景観計画特定地区 [川崎市景観計画特定地区](#) [検索](#)
<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-1-3-1-16-4-0-0-0-0.html>
- 都市景観形成地区 [川崎市都市景観形成地区](#) [検索](#)
<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000071261.html>
- 地区計画形態意匠条例 [川崎市地区計画形態意匠条例](#) [検索](#)
<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000068856.html>

問い合わせ先：川崎市まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当
 住所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
 電話：044-200-3022 FAX：044-200-3969
 E-mail：50keikan@city.kawasaki.jp
 Instagram：kawasaki_townscape 川崎市の素敵な景観を紹介しています



令和4年2月版

川崎市景観計画（書籍版）につきましては、市ホームページからダウンロードすることができます。

[川崎市景観計画](#) [検索](#)

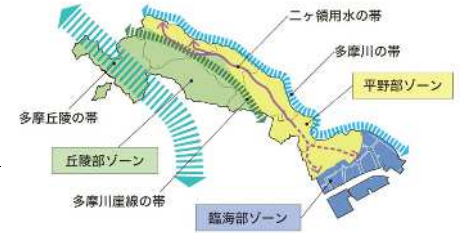
<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-1-3-1-16-3-0-0-0-0.html>

※景観に関する各手続の詳細につきましては、「6 市ホームページ」に記載のURLからご覧ください。

川崎市では、良好な景観を保全し、また、地域の特性にふさわしい新たな景観を創出するため、景観法に基づく川崎市景観計画を平成19年に策定しました。川崎市景観計画では、「景観ゾーン」、「景観の帯」等、市内の景観の特徴ごとに景観形成方針・基準を定めています。

一定規模以上の建築物の建築等、景観計画特定地区や都市景観形成地区内での建築物の建築等の行為につきましては、事前協議や届出の手続が必要となります。

また、景観形成の推進に向けた取組として、専門家による技術的な助言を行う景観アドバイザー制度も行っています。詳しくは市ホームページをご覧ください。



※景観ゾーンは「ガイドマップかわさき」からご確認ください。
<http://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?p=1>

1 景観形成基準

景観ゾーン及び景観の帯の景観形成基準については、川崎市景観計画をご確認ください。景観形成基準には定性基準、定量基準があります。定性基準及びガイドラインが定める基準に関しては、配慮事項となりますが、色彩の基準となる定量基準は、勧告・変更命令の対象となります。変更命令に違反した場合は景観法に基づく罰則規定が適用されます。

<景観形成基準（定量基準）> ※景観形成基準（定性基準）は川崎市景観計画をご確認ください。

丘陵部ゾーンの推奨基準

	色相	明度	彩度
R系	0R～	8以上9未満	1以下
	9.9R	3以上8未満	2以下
YR系	0YR～	5以上9未満	2以下
	4.9YR	3以上5未満	4以下
	5.0YR～	8以上9未満	2以下
	9.9YR	3以上8未満	4以下
Y系	0Y～	8以上9未満	2以下
	4.9Y	3以上8未満	4以下
	5.0Y～	8以上9未満	1以下
	9.9Y	3以上8未満	2以下
	その他の色相	3以上9未満	1以下

臨海部ゾーンの推奨基準

	色相	明度	彩度
R系	0R～	—	4以下
	9.9R	—	—
YR系	0YR～	—	6以下
	9.9YR	—	—
Y系	0Y～	—	6以下
	4.9Y	—	—
	5.0Y～	—	4以下
	9.9Y	—	—
	その他の色相	—	2以下

平野部ゾーンの推奨基準

	色相	明度	彩度
R系	0R～	8以上	1以下
	9.9R	3以上8未満	2以下
YR系	0YR～	5以上	2以下
	4.9YR	3以上5未満	4以下
	5.0YR～	8以上	2以下
	9.9YR	5以上8未満	4以下
Y系	0Y～	8以上	2以下
	4.9Y	5以上8未満	4以下
	5.0Y～	3以上5未満	6以下
	9.9Y	8以上	1以下
	その他の色相	8以上	1以下
		3以上8未満	2以下

（※1）OR=10RP、OYR=10R、OY=10YRを示しています。

（※2）N（無彩色）については、「その他の色相」の「明度」の数値をチェックします

2 事前協議を要する行為（川崎市都市景観条例第 11 条の 2 第 2 項）

建築物の建築等又は工作物の建設等を行う場合、次のいずれかの要件に該当するものを事前協議対象とします。

- ・ **高さが 31 m を超える建築物の建築等又は工作物の建設等（市全域）**
- ・ **壁面の長さが 70 m を超える建築物の建築等（市全域）**
- ・ **景観計画特定地区における建築物の建築等又は工作物の建設等**

※建築物（工作物）の建築（建設）等とは、新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更となります。

※要件には、高さ、壁面の長さ等以外に、「市長が都市景観の形成に大きな影響を与えると認める行為」があります。

※建築物及び工作物の高さ、建築物の壁面の長さの測り方は「3 届出を要する行為」を参照してください。

※事前協議のなかで景観アドバイザー会議を行います。詳細は市ホームページをご覧ください。

3 届出を要する行為（景観法第 16 条第 1 項）

＜市全域（景観計画特定地区を除く）＞

建築物の建築等又は工作物の建設等を行う場合、次のいずれかの要件に該当するものを届出対象とします。

区画区分及び高度地区		要件		
		A) 高さ	B) 壁面の長さ	C) 構造等
対象		建築物/工作物	建築物のみ	工作物のみ
市街化区域	第 1 種高度地区	10 m 超	30 m 超	【橋梁※1】橋長が 100 m 超 又は 【鉄道駅※2】高架鉄道の駅 又は橋上駅の施設のうち外壁 又はこれに相当する工作物
	第 2 種高度地区	15 m 超	50 m 超	
	第 3・4 種高度地区	20 m 超	70 m 超	
	高度地区指定なし	31 m 超	70 m 超	
市街化調整区域		10 m 超	30 m 超	
(図解)		<p>(高低差 3m 以下の場合)</p> <p>平均の高さにおける水平面の高さ(3m以下)</p> <p>(高低差 3m 超の場合)</p> <p>※高さは、塔屋や広告塔を含めた高さとする。 ※高さは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均高さにおける水平面からの高さとする。ただし、建築物が周囲の地盤と接する位置の高低差が 3メートルを超える場合には、周囲の接する地盤のうち最も低い位置からの見付の高さとする。</p>	<p>壁面の長さ</p> <p>一棟とみなされる建築物の最も長く見える見付の壁面の長さとする。</p>	<p>※1: 橋梁には鉄道駅なども含む(道路を横断する橋)</p> <p>(河川を横断する橋)</p> <p>※2: 駅舎は外壁などの外観のみ</p>

＜景観計画特定地区＞

建築物の建築等又は工作物の建設等を行う場合、建築物又は工作物の規模に関わらず届出が必要となります。

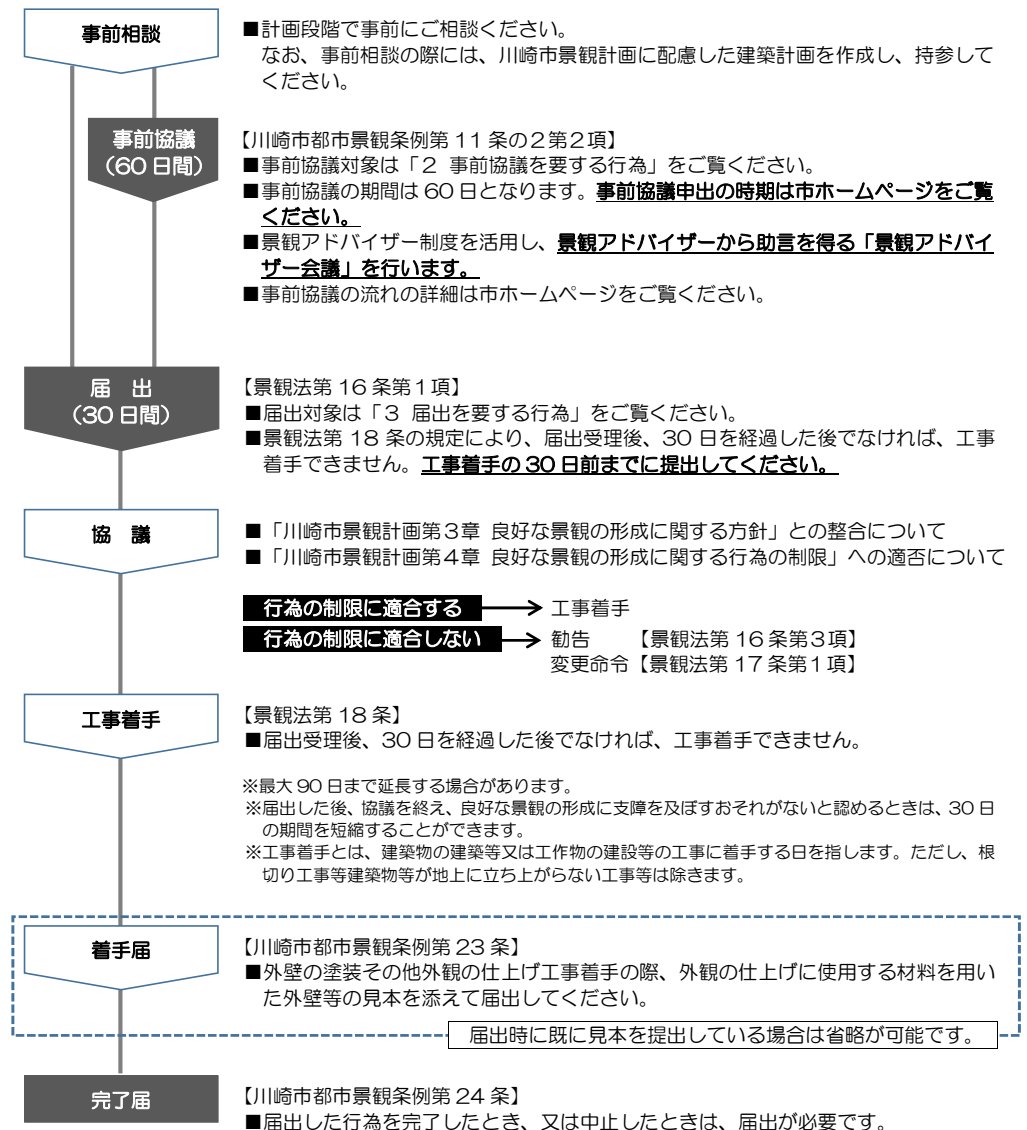
※建築物（工作物）の建築（建設）等とは、新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更となります。

※要件には、高さ、壁面の長さ等以外に、「市長が都市景観の形成に大きな影響を与えると認める行為」があります。

※ガラス面の内側からの表示物（窓裏広告）は、建築物等の一部として扱い、届出対象とします。

都市景観形成地区については地区ごとに届出対象の要件を定めており、また、地区計画形態意匠条例適用区域に該当する場合は認定申請の手続きが必要となります。それぞれ市ホームページをご確認ください。

4 事前協議及び届出の流れ



※届出をしなかった場合、命令に違反した場合などは、景観法に基づく罰則が適用されます。